

損害防止事業

年	主な制度改正・災害等
昭和24年	動力噴霧機等の購入助成開始
昭和25年	植物防疫法公布、病害虫防除所発足
昭和27年 ～28年	動力噴霧作業競技会を開催
昭和35年	航空防除開始 散布面積2037㏊
昭和38年	NOSAI新潟が大型防除機設置 25台
〃	水稲病害虫事故除外制度の導入
昭和41年	高性能防除機具の組合等購入補助開始
昭和45年	家畜の畜舎消毒が試験的に開始
昭和51年	水稲病害虫損害防止給付方式の導入
昭和56年	畑作物病害虫防除事業補助開始
昭和59年	病害虫地域予察強化事業の開始
平成 4年	無人ヘリコプター防除開始
平成 6年	家畜検診車導入、巡回検診開始
平成 8年	施設園芸土壌の土壌分析開始
平成16年	農薬取締法の改正(無登録農薬の使用禁止、農薬使用基準に違反する農薬使用の禁止、罰則の強化などが定められた)
平成17年	コシヒカリBLの県下一斉導入(いもち病抵抗品種)
平成18年	ポジティブリスト制度導入(登録が無い農薬の残留農薬基準が整備された)
平成27年	航空法一部改正(無人航空機の飛行の禁止空域及び飛行方法等、基本的な飛行ルールが定められた)